

課外活動を事由とする場合の追試験について

病気またはやむを得ない事由により、学期末に行われる定期試験や、学部教授会が認める臨時試験を受験できなかつた場合、全学年において追試験の申請ができます。

※「学部教授会が認める臨時試験」については、所属学部掲示板を参照するか、所属学部・研究科窓口に問い合わせてください。

■課外活動【対象となる活動は下記参照】のために上記試験を受験できない場合は、事前に下記1.～4. の全ての追試験申請手順を終える必要があります。従って、十分な余裕を持って手続きをしてください。

1. 証明書自動発行機にて追試験願（①）を発行し、必要事項を記入のうえ、所属学部・研究科窓口にて記載事項の確認を受ける（追試験料1科目につき1,000円）。

↓

2. スポーツ活動の場合はスポーツ支援課または今出川校地学生支援課に、文化・学術活動の場合は両校地いずれかの学生支援課に、追試験願とともに該当の試験を受験できない事由を証明する書類【下記参照】を持参する。

↓

3. 審査のうえ、追試験の対象と判断した場合は、『証明書（課外活動に伴う追試験願審査）』（②）を発行します。

↓

4. ①および②の書類を添えて、所属学部・研究科窓口に願い出る。

《ここまでを該当試験日より前に終えること》

<対象となる課外活動>

大学の公認団体の活動に伴うものであり、全日本（学生を含む）の大会、国際大会・国際試合及びそれらに出場する条件となる西日本または関西の大会等を対象とする。

<該当の試験を受験できない事由を証明する書類とは？>

国際大会・国際試合 ⇒ 連盟による大学宛の派遣依頼状 など

国内大会・国内試合 ⇒ 大会要項及び申請者が出場することを客観的に示す書類
(ない場合は、クラブの部長[顧問]の証明書) など

■不明な点は、スポーツ支援課（成心館1階）または両校地いずれかの学生支援課（今出川：寒梅館1階、京田辺：成心館1階）にお尋ねください。

学生支援センター